

公 有 財 産 売 却 公 告

公有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和７年７月１６日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

１ 一般競争入札により売却する物件

以下の土地を入札に付し、売却する。

物件 番号	所在、地番	地目	地積（㎡）	最低制限価格（円）
１	和歌山市雑賀崎字洲崎２５６番 外８筆	雑種地	６０９	１，３１０，０００

備考 所有権移転登記に必要な登録免許税及び売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とする。

２ 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次に該当する者は、入札に参加することができない。

- （１）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- （２）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市企業局職員
- （３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に定める者並びに同条第２項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- （５）和歌山市暴力団排除条例（平成２３年条例第２８号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等である者
- （６）和歌山市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する合意書２に規定する排除措置の対象となる法人等である者
- （７）和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱（平成５年５月１日制定）に基づく指名停止措置を受けている者
- （８）和歌山市企業局建設工事等指名停止基準（平成１５年５月１日制定）に基づく指名停止措置を受けている者

３ 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

- （１）場所 和歌山市七番丁２３番地 和歌山市企業局経理課
- （２）期間 令和７年７月１６日（水）から同年８月１８日（月）までの日（休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前９時から午後５時まで

4 一般競争入札の参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和7年7月16日（水）から同年8月18日（月）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までにおいて、所定の申込書を和歌山市企業局経理課に提出することにより申込みをしなければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

（1）場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市企業局経理課

（2）期間 令和7年7月16日（水）から同年8月18日（月）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 現場説明の日時及び場所

次の表の中欄に掲げる日時に、同表の右欄に掲げる場所において行う。

物件 番号	日時	場所
1	令和7年9月16日（火）午前10時00分	和歌山市雑賀崎字洲崎 256番 外8筆

7 入札、開札の日時及び場所

次の表の中欄に掲げる日時に、同表の右欄に掲げる場所において行う。

物件 番号	日時	場所
1	令和7年9月30日（火）午前10時00分	和歌山市役所 本庁舎13階入札室

8 入札の方法

（1）入札書は、本人又は代理人が出頭して、所定の入札書を封書に入れて提出すること。

（2）郵便による入札書の提出は、認めない。

（3）入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、押印して、1に示す土地の買受けを希望する金額（最低制限価格以上の金額）を記入すること。

（4）代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

（5）提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

10 入札保証金

（1）入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を、令和7年9月18日（木）から同月29日（月）までの午前9時から午後3時までに納付しなければならない。

（2）入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。

（3）落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は和歌山市企業局に帰属する。

1 1 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、令和7年10月6日（月）までに契約を締結しなければならない。

1 2 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低制限価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札業務に関係のない和歌山市企業局の職員にくじを引かせ、落札者を決める。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低制限価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

1 4 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局
和歌山市七番丁23番地
和歌山市企業局経営管理部経理課経理班
電話 073-435-1125（直通）
- (2) 契約書作成の要否
必要である。
- (3) 議会の議決
不要である。